

阿久根市告示第18号

地域色（ちいきいろ）づくり事業補助金交付要綱を次のように定める。

平成31年3月26日

阿久根市長 西平良将

地域色（ちいきいろ）づくり事業補助金交付要綱

（趣旨）

第1条 この要綱は、地域が抱える課題の解決及び地域コミュニティの活性化を図り、魅力あふれる豊かな地域づくりを支援するため、区又は団体に対して、予算の範囲内において地域色（ちいきいろ）づくり事業補助金（以下「補助金」という。）を交付することについて、阿久根市補助金等交付規則（平成19年阿久根市規則第13号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

（補助対象団体）

第2条 この要綱において、補助対象となる団体は、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 構成員の3分の2以上の者が、市内に住所を有していること。
- (2) 市内に活動拠点があること。
- (3) 営利を目的としていないこと。
- (4) 宗教活動又は政治活動を行っていないこと。
- (5) 法人にあっては、市税等の滞納がないこと。

（補助対象事業等）

第3条 補助対象事業、補助対象経費等は、別表第1のとおりとする。

2 前項の規定にかかわらず、区又は団体が行う活動が次のいずれかに該当する場合は、補助金は交付しない。

- (1) 国、県、市等の他の補助事業等の交付対象となる施設整備又は活動

- (2) 特定の個人又は団体の利益につながる施設整備又は活動
- (3) 特定の宗教又は特定の政党若しくは公職選挙法（昭和25年法律第100号）に規定する公職にある者（候補者を含む。）のために行う活動と認められるもの  
（補助金の交付申請）

第4条 補助金の交付を受けようとする区又は団体は、地域色（ちいきいろ）づくり事業補助金交付申請書（別記第1号様式。以下「申請書」という。）に、補助金の区分に応じ、別表第2に掲げる書類を添えて、市長に提出するものとする。  
（補助金交付決定）

第5条 市長は、申請書を受理したときは、その内容について審査し、補助金を交付することが適当であると認めるときは、地域色（ちいきいろ）づくり事業補助金交付決定通知書（別記第2号様式）により通知するものとする。  
（申請内容の変更等）

第6条 補助金（地域活動支援補助金を除く。次条第1項において同じ。）の交付決定を受けた区又は団体は、補助金に係る事業の内容を著しく変更しようとするときは、地域色（ちいきいろ）づくり事業補助金変更交付申請書（別記第3号様式。以下「変更申請書」という。）に必要な書類を添えて市長に提出するものとする。

2 市長は、前項の変更申請書を受理したときは、その内容について審査し、地域色（ちいきいろ）づくり事業補助金変更交付決定通知書（別記第4号様式）により通知するものとする。  
（実績報告）

第7条 補助金の交付決定を受けた区又は団体は、当該事業が完了したときは、速やかに地域色（ちいきいろ）づくり事業補助金実績報告書（別記第5号様式）に、補助金の区分に応じ、別表第3に掲げる書類を添えて、市長に提出するものとする。

2 地域活動支援補助金については、阿久根市補助金等交付規則第5条、第14条、第15条及び第17条に規定する手続を省略するものとする。  
（その他）

第8条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

- 1 この要綱は、平成31年4月1日から施行し、施行後3年以内で要綱の規定について、その施行の状況等を勘案しつつ、補助対象事業や補助金額に関する事項等について検討を加え、必要に応じ措置を講ずるものとする。
- 2 阿久根市地域づくり活動支援補助金交付要綱（平成25年阿久根市告示第27号）は、廃止する。
- 3 この要綱の施行前に、前項の規定による廃止前の阿久根市地域づくり活動支援補助金交付要綱第5条の規定により申請された補助金の交付については、なお従前の例による。